

令和 6 年第 2 回平群町議会

臨時会会議録（第 1 号）

招 集 年 月 日	令和 6 年 5 月 8 日			
招 集 の 場 所	平群町議会議場			
開 会 （ 開 議 ）	5 月 8 日 午 前 1 0 時 1 2 分 宣 告 （ 第 1 日 ）			
出 席 議 員	1 番 関 順 子	2 番 須 藤 啓 二	3 番 岩 崎 真 滋	4 番 長 良 俊 一
	5 番 山 本 隆 史	6 番 稲 月 敏 子	7 番 植 田 い ず み	8 番 山 口 昌 亮
	9 番 井 戸 太 郎	1 0 番 山 田 仁 樹	1 1 番 森 田 勝	1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し			
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦
	教 育 長	上 田 薫	理 事	寺 口 浩 代
	総 務 部 長	山 崎 孔 史	住 民 福 祉 部 長	松 本 光 弘
	事 業 部 長	西 岡 勝 三	教 育 部 長	川 西 貴 通
	政 策 推 進 課 長	浦 井 久 嘉	総 務 防 災 課 長	岡 田 康 裕
	税 務 課 長	勝 山 修 志	住 民 生 活 課 長	木 崎 広 親
	健 康 保 険 課 長	東 川 美 和	福 祉 課 長	浅 井 実 千 代
	こ だ も 支 援 課 長	西 岡 直 美	観 光 産 業 課 長	竹 吉 一 人
	都 市 建 設 課 長	松 本 浩 至	上 下 水 道 課 長	田 中 伸 明
	教 育 委 員 会 総 務 課 長	酒 井 智 志	総 務 防 災 課 参 事	大 須 賀 芳 雄
	健 康 保 険 課 参 事	石 見 幹 子	都 市 建 設 課 参 事	島 野 千 洋

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会議務局長 主 幹 主 査	浅井利育 高橋恭世 竹村恵
町長提出議案の題 目	承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (平群町人権対策協議会条例の一部を改正する条例について) 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて (平群町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について) 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて (平群町税条例の一部を改正する条例について) 議案第 2 8 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 議案第 2 9 号 平群町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例について 議案第 3 0 号 平群町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について 議案第 3 1 号 平群町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について 議案第 3 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 3 3 号 令和 6 年度平群町一般会計補正予算(第 1 号)について 同意第 3 号 監査委員の選任に同意を求めることについて	
議員提出議案の題 目	発議第 3 号 新庁舎建設特別委員会設置に関する決議(案)	
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	
会議録署名議員の氏 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 4 番 長 良 俊 一 5 番 山 本 隆 史	
	議長は、会議録署名議員に次の 1 名を追加指名した。 6 番 稲 月 敏 子	

令和 6 年 第 2 回 (5 月)

平群町議会臨時会議事日程 (第 1 号)

令和 6 年 5 月 8 日 (水)

午前 10 時開議

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平群町人権対策協議会条例の一部を改正する条例について)
日程第 4	承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (平群町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について)
日程第 5	承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (平群町税条例の一部を改正する条例について)
日程第 6	議案第 28 号	平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 29 号	平群町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 30 号	平群町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 31 号	平群町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 32 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 33 号	令和 6 年度平群町一般会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 12	発議第 3 号	新庁舎建設特別委員会設置に関する決議 (案)
日程第 13		常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について

令和 6 年 第 2 回 (5 月)
平群町議会臨時会追加議事日程

(第 1 号の追加)

追加日程第 1	議長辞職の件
追加日程第 2	議長の選挙
追加日程第 3	副議長辞職の件
追加日程第 4	副議長の選挙
追加日程第 5	特別委員会の委員の辞任許可について
追加日程第 6	特別委員会の委員の選任について
追加日程第 7	会議録署名議員の追加指名について
追加日程第 8	同意第 3 号 監査委員の選任に同意を求めることについて

開 会 （午前 10 時 12 分）

○議 長

皆さん、改めましておはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。

議会開会前に副町長から発言を求められていますので許可いたします。副町長。

○副町長

まず、5月1日から10月31日までの間、エコスタイルを実施をさせていただいておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、貴重なお時間を頂きまして、今年4月の人事異動に伴う課長級以上の職員紹介をさせていただきます。所属、役職、氏名を申し上げます。

まず、理事、各部長級でございます。理事、まち未来推進課長事務取扱、寺口浩代。総務部長、会計管理者及び会計課長事務取扱、山崎孔史。住民福祉部長、松本光弘。事業部長、西岡勝三。教育部長、川西貴通。

続きまして、課長級でございます。総務部、政策推進課長、浦井久嘉。総務部、総務防災課長、岡田康裕。総務部、税務課長、勝山修志。住民福祉部、住民生活課長、木崎広親。住民福祉部、健康保険課長、東川美和。住民福祉部、健康保険課参事、石見幹子。住民福祉部、福祉課長、浅井実千代。住民福祉部、こども支援課長、西岡直美。事業部、観光産業課長、竹吉一人。事業部、都市建設課長、松本浩至。事業部、都市建設課参事、島野千洋。事業部、上下水道課長、田中伸明。教育委員会総務課長、酒井智志。最後に、議会事務局長、浅井利育。

以上で職員の紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議 長

御苦労さまでした。

ここで、課長級の職員が退席いたしますので、しばらくお待ちください。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和6年平群町議会第2回臨時会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

皆様、改めましておはようございます。

臨時会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第2回臨時会の開催をお願いしましたところ、議員各位に

おかれましては、公私何かと御多用の中、お集まりを頂き、ありがとうございます。議員各位におかれましても、本町行政に対しまして格別の御協力を頂き、感謝申し上げます。

3月の第1回定例議会から本日までの主な出来事について御報告を申し上げます。

4月6日には、鳴川千光寺の戸開式が行われました。

春は卒業、入学の季節であります。各学校やそれぞれの園において、3月には卒業式、卒園式が、4月には入学式、入園式が行われ、園児、児童・生徒の皆様は、これまでの学び舎から新たな学び舎へと巣立っていかれました。皆様方のこれからの御活躍を御祈念申し上げます。

竜田川の魅力づくりのイベントとして、3月28日から31日の4日間、プリズムへぐりから西宮親水公園までの間、桜のライトアップを行いました。多くの町民の方がお越しになり、ライトアップされた桜と竜田川の水面に映える桜を楽しんでいただきました。

また、4月24日に、より多くの方に御覧を頂いておりますこいのぼりの吹き流しを掲揚し、五月晴れの空を泳ぐこいのぼりを御覧いただきました。

4月29日には、平群町の一大イベントとなりました第13回へぐり時代祭りを開催いたしました。今年も平群駅前を歩行者天国にし、時代行列を行い、また、歴史ウォークや数多くの模擬店にも参加を頂きました。当日は、心配をしておりました天候ももち、多くの来場者に来ていただき、平群の歴史に思いをはせる、折々の衣装に身を包んだ歴史上の人物の時代行列は勇壮であり、大盛況に終わりました。ボランティアスタッフの方、協賛を頂きました企業をはじめ、各関係各位の皆様には、この時代祭りの開催に当たり、御尽力を賜りましたことを御礼申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、専決処分の承認案件が3件、条例改正が5件、一般会計補正予算の合計9件の案件を上程しております。

いずれにおきましても、慎重に御審議いただき、原案どおり承認、可決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本臨時会の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の報告を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、4番、長良君、5番、山本君を指名いたします。本臨時会の会期中、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日と決定いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

続きまして

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(平群町人権対策協議会条例の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第2号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

簡単に説明でしたけど、ちょっと、何ですのかもうちちょっと、どういうメリットがあるかとか、次の議案もそうやけど、もうちょっとその辺説明していただきたいんですが。

○議 長

総務部長。

○総務部長

今回の4月1日に事務分掌を見直したということでございますが、まず、総務防災課の事務分掌の部分と政策推進課、そしてまち未来推進課ということで、まず事務量の平準化を図るということで事務見直しを行ってきたところでございます。そういった中で、人権の部分と契約関係のほうを政策推進課のほうに事務分掌を充てたと。そして、政策推進課につきましては、財政とか管財の部分も充てております。総務防災課につきましては、防災と人事関係、そしてあと、広報とか周知、PR、秘書関係につきましてはまち未来推進課に行った。そういった中で、人権対策協議会につきましても、人権の部分というのが政策推進課のほうに事務見直しを行いましたので、そちらのほうで今回、人権対策協議会の事務分掌の担当課も政策推進課になったということでございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

いやいやいや、それは別にどこで担当するのは、それはやるほうで決めればいいことで、それは分かるんですよ。別にそういうことでええとかあかんとかそういうことではなくてね、4月の段階で整理せずに、今の段階で1か月たってから整理してるわけだから、何らかの不都合があるとかね、人員の配置の問題とかそんなんもあるんでしょうけど、別に事業というか、その中身としては、どっちの課でやっても別に何も不都合がないということで分けてるわけですね。

例えば、まち未来推進課のほうで、今度広報も持つというようなことになってるでしょう。それもじゃあ、なぜ広報はまち未来推進課のほうにええのかとかいうのはね、やっぱりそれはちょっと説明してもらわないと、何か恣意的に所管をこういうふうに変えるんやみたいなのをね、いや、全く畑違いのところに持っていくことはないでしょうけども、その辺は、今の説明じゃ全然説明になってないですよ。

もう1回聞きますよ。何で総務防災課より政策推進課のほうに人権対策については担当したほうがいいのかということになったのか、そこだけ教えてください。

○議長

総務部長。

○総務部長

人権の部分がなぜ政策推進課にということでございますが、先ほども同じ答弁になりますけれども、事務分掌の平準化を図ったときに、その係、係で担当

課を検討していくという中であったんですけれども、今回、政策推進課のほうで人権と男女共同参画社会や平和という部分を担当してやっていくと。そして、財政の部分ということでございますので、総務防災課、政策推進課でやっていきますけれども、まずは事務の平準化を図るべき部分で、全体を通して考えた中で、政策推進課のほうに行ったということでございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8 番

これ以上議論はしませんが、ちょっと意見だけ言わせていただきますね。

政策推進課というのは、要するに財政問題とか、今後のまちづくり、まち未来推進課ができてから、それはあれですけれども、ある意味、全体を見れる特化したものにするということで最初できたわけ。そのときは、部を廃止してフラットにということで、全て課でしたから、それが部長職ができて部ができてちょっと状況が変わってると思うんですけどね、それやったら政策推進課要るのかという話になってくるわけですよ。それをね、いろんな要するに、総務防災課と政策推進課で一つでやってもええやつを分けてるというのは分かるんですけど、私はもっと政策推進課とか、まち未来推進課とか、そんなんはもっと仕事を特化して、平群町の今の課題を推進していくもんやという思いがあったから、それをそういうふうに、何かこう、仕事の分けるだけやってね、そんなんでごちゃまぜにして、何のためのじゃあ政策推進課なのというような思いがちょっと、理事者側と考えてるのは違うかもわかんないけども、私はできた経過から言えばそういうふうに思ってたもんだから、こういうふうにごちゃまぜになってるのが何かちょっとすっきりしないんですよ。今回、もうこれ以上言いませんけども、その辺は、それぞれの課の仕事を割り振るのはもうちょっと考えてやったほうが私はいいと思いますんで、これは意見としてだけ言っておきます。

もうこの件については結構です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第２号について採決を行います。

本案については承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については承認されました。

続きまして

日程第４ 承認第３号 専決処分の承認を求めることについて

（平群町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

承認第３号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第3号について採決を行います。

本案については承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については承認されました。

続きまして

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

(平群町税条例の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第4号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8番

ちょっと何点か質問しますね。

個人住民税の定額減税ということで、早くからニュース等で報道もされ、所得税と住民税とセットで1人4万円ということなわけですが、住民税については1万円ということでね、今、詳しく説明があったんですが、給与天引きの場合、要するに6月の給与からは徴収しない。残りの減税を引いた後の総額を7月から次の年の5月まで11か月でならして徴収するという、これはちょっと所得税とやり方が違うところで、そういうことらしいんですけども、通常6月の徴収分が、減税、個人によって違いますけども、夫婦と子ども2人で例えば4万円の減税があるとすれば、それより多くの住民税が引かれてても、全額、要するに6月分は徴収しないと、そういうことで、まずよろしいですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

町民税の部分でございますが、5,500円の均等割は5,500円の課税でいくと。4,500円残りの所得割につきましては、5,500円分の調整交付となると聞いております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

要するに、6月はもちろん、均等割は別ですよ。所得割については、もう要するに、その金額で賄えようが、要するに例えば、さっき言ったように、極端な話、10万円、6月の給料で住民税が所得割が引かれると。でも、本人の減税は4万円やったら、4万円引いて6万円もらっといたら、あとは毎年10万円ずつでいいじゃない。そうじゃなくて、とにかく6月については均等割以外は徴収しない、要するに町のほうは。ほんで、7月から次の5月まで11か月でならして徴収すると、そういう説明でしょう。いや、それで間違いないか。

所得税の場合はそうはなっていないわけよ。さっき、部長説明した天引き方式で、要するに、年金と一緒にような扱いなんですね。給料の場合は毎月出るから、6月に引き切れなかった分は7月分で引くと、そういうふうにしていくわけやけど、住民税はちょっとやり方が違うというふうに聞いているんで確認してるんです。もうちょっと、そこだけ答えてくれるか。要するに、減税、差し引いた分を7月から翌年の5月まで11か月でならして引くんでしょうと。6月はもう所得割を引かないんでしょうという、その点だけよ。

○議 長

総務部長。

○総務部長

今、議員のお述べのとおり、そういった形で対応していくということでございます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

ということはね、役場というか自治体のほうはもらう側やからそれでいいんですけど、町もその職員に対して、職員から所得税は源泉で集めて、住民税については昨年度の確定した所得で当然かけてますよね。僕ら議員についても、住民税天引きされてますよね。その6月分については、当然同じ扱いに、職員に対してもするわけですよ、町のほうは。これは総務のほうやと思うけど。そうですね。だから、今言った均等割の5,500円だけ徴収して、残りは取らずに7月から11月までならしてやると。それは、事業所としてはそういうふうになるわけですね、それで間違いないですね。

○議 長

総務部長。

○総務部長

そのような形で実施していくということでございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8 番

さっきの説明でちょっと、要するに、所得割の額以上の減税があった場合は、それ以上は減税できないという話でしたよね。これって、ちょっとそやけど、国の制度やから、あなたたちに言っても、そういう制度であれば仕方ないんやけど、でも、3月議会で補正予算でね、均等割の人たちに対する給付金10万円ありましたよね。その前、昨年度、全く住民税非課税の人に対しても、7万円と3万円か、どっちがどっちやったか忘れたけど、全部で10万円、昨年度出してますよね。そうであるならね、所得割は引かれてるけれども、減税分に満たない場合は、じゃあそれ以上もらえないんだったら、その人たちが一番、今度の国の定額減税制度、また低所得者というか非課税世帯への給付金を考えた場合、非常に矛盾に思ったんやけど、さっきの説明、それで間違いないか。

○議長

税務課長。

○税務課長

そしたら、私のほうから答えさせてもらいます。

実際、先ほども申したように、5,500円の均等割というのはかかってきます。残りの所得割、かからない方、所得割でその分の金額で引き切れない方というのは調整給付のそういった制度がありますので、そちらのほうの補足として調整給付金のほうで調整されると。減税で引き切れない、1万円引き切れないという形の方については、そういうことで取扱いということになっておりますので。

○議長

山口君。

○8 番

調整交付金という制度があって、その人たちが、簡単に言えば損せんように、それはだから減税じゃないから、給付のほうになるから、それはそれであるわけやね。また、それちょっと後で資料くださいね。住民の皆さんにこの制度を説明する場合にね、そういうことも書かないと、何か不公平になる。そのことは分かりました。

それとね、これは総務のほうだと思うんですが、総務のほうだけじゃないわ。要するにね、税務も総務も今度の制度で、例えば毎日新聞の5月2日付に、これだけ大きい「定額減税、現場に重荷」という、相当事業量が増えてるというわけですよ、自治体の事業量が。これは、企業の要するに給与担当も一緒ですけどね、人事なんかがやってる、一緒やと思いますけれども、相当残業も増えてですね、システム改修もせなあかんとかいいろいろある。

そこで聞きたいんですけど、平群町、今度のこの制度で、負担、相当増えてるのかどうか。システム改修、やったんかどうかわかりませんが、そういうもし増えてるのであれば、どういうことが増えてるのか。残業が増えてるのかどうか。その結果、その負担分については当然国が負担してくれてるのかどうか、その辺どうですか。

○議長

税務課長。

○税務課長

今のところ、電算等の入力するに当たってのシステム改修のほうについては、現在しております。あと、減税の分については、今、ちょうどそれも終わって、今計算のほうはしてる途中ですけども、あと給付のほうに関しても、今後ちょっとシステム改修等しながら、そちらのほうの給付に対応できるように、またしていきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長

山口君。

○8番

いや、そんなこと聞いてへん。町の負担は増えてますかって聞いてんねん。

だって、ここにみんなね、これ毎日新聞の調査で書いてあるんやけど、自治体の負担としてね、扶養家族の国内居住の確認とか、年収2,000万円以下の確認とか、所得1,000万円超の人の配偶者の算入、これはだから2026年度に減税になる部分なんかも、さっき説明あったけども、含めて、そういうのを全部調べなあかんなってわけや。だから、そういうことも含めて、当然そのことで残業が増えるとか、例えば税務課で誰か人入れなあかんとか。

一方、総務のほうは、職員に対しての今度のこの措置で、当然6月分だけちょっと変わったやり方せなあきませんよね。7月から来年の5月に11か月ならして取るというわけやから、これまでみたいなそのままの引き方できないじゃないですか。確定した税率に対して減税してとかいうことになるわけやから、その辺の負担が増えてんのかどうか。もしこの新聞の記事が事実なら、当然この増えた分に対しても、その事務経費についてもですね、国が自治体にも企業

にも本当は金出さなあかん。企業なんか全然もらわれへんと思いますけど、そういう負担が増えてるわけですよ。だから、もう圧倒的に、全部給付にしたらいいのにというのがこの記事の結論やけど、要するに無駄な仕事を増やして、そのシステムの関係の会社とかですね、そういうところの金もうけになってるのかみたいな、そのことは別にしても、だから、町として負担増えてるのかどうかというのを聞いている。ちゃんとやってますというのは分かりますから、負担が増えてるかどうか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

こちらのほうの事務負担ということでございますけれども、やはり今回の定額減税につきましては、新たな部分の事業でございますので、町職員につきましても、その部分の事務作業というのは、やはり増加してるものというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

いや、だから、それ国から金来るんですかって聞いている。それも含めて答えてくれないと。どう聞いてんの、そんなん請求せえへんの、普通。こんなに仕事増えてるんですけどと言って、県あたりにですね、どこの自治体も増えるわけやから、そんなん、国の制度としてやって、自治体は振り回されてるわけでしょう、要するに、簡単に言えば。それは、国民にとっては減税でいいことですから、別にやるのはいいですけど、それに伴う経費もね、今までだって給付に伴う経費は出てるじゃないですか、国から。減税については経費出ないのかということになるから聞いているんですよ。そんな話は、県から説明全くないということは出ないということやと思うんですけど、そこはどうなんですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

こちらのほうの事務につきまして、給付等の事務については、国のほうから事務費として事業費が対象となっているというのは聞いております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

要するに、交付税算入されてるというふうにあなたたちは聞いているということですか。今度の定額減税に限ってやで。通常税業務についての交付税算入とかそんな話してんのと違うよ。そういう通知はちゃんと来てるの。いや、それを聞いている。いや、だから、そんな難しい話と違うねんて。あなたたち、平群町の財政大変ということで、こういう事業が増えたときに、当然その増えた事業に対して、これは国が決めて、国がやることを自治体がある意味肩代わりしてやってるわけじゃないですか。肩代わりしてやってることに対して、当然その事務費についても、国が持つか持たないかという気にならんか。私は、財政のこと考えたらすっごく気になると思うねんけど。だから、そんなことはすぐ答えられなあかんと思うんやけどね。いや、おかしいかな、私が言ってることが。何でそんな簡単なことが答えられないの。来ないんだったら来ないって言うてくれたらいいねん。そなん、本来それやったら、ちゃんと国、もっと金出してくださいよって、自治体がそろって言わなあかんことやわね。全国の町村長会通じてやるとか。だから、そこだけ答えてよ。どっち。

○ 議長

総務部長。

○ 総務部長

こちらのほうの部分については、交付税算入とかでなく、補助金として、事務費として充当されるというふう聞いております。

以上でございます。

○ 議長

山口君。

○ 8 番

金額幾らですか。

○ 議長

総務部長。

○ 総務部長

事務費に対して100%補助というふうな形では聞いております。

以上でございます。

○ 議長

山口君。

○ 8 番

分かりました。

またちゃんと、精算いつするのか知らんけど、それはそれできちっと国から

出るというふうに聞いているんですね。分かりました。それはそれで結構です。

それですね、あともう1点。当初予算で、今度の減税による収入減、自治体はなりますから、平群町の場合、6,900万円計上されてるということなんですが、今作業中で、数字きちっと出てないかもわかんないですけども、大体この金額で収まるというふうに見てますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

今現在、システム等取り組んでるところでございますけれども、今の試算では約1億3,000万円程度である中での町民税6割として、やはり、その分でいきますと、7,000万円程度かなというのは考えておりますけれども、まだちょっと変わる可能性はあるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

分かりました。

最後にね、事業所としての平群町、職員から所得税、事業所としては、所得税についても当然町のほうで事務処理しないと駄目なんで、その事務負担というのはそんなに大きくないのかなと思うんですが、その点はどのように考えてますか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

職員の所得税のほうにつきましては、システムの事務処理のほうでの対応という形になります。

以上です。

○議 長

山口君。

○8 番

いや、システムでええけど、そのシステム改修をもうしたということやと思うんですけど、それは幾らぐらいかかったのか。それはもう当初予算で組んであったんですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

システム改修の費用のほうにつきましては、その部分につきましては、何か発生したとは聞いておりません。

以上です。

「じゃあいいです」の声あり

○議 長

ほか、ございませんか。森田君。

○ 1 1 番

今、山口議員から質問がくるあったわけですが、住民への周知はどのように考えてるのか、職員の方も答えられない部分もあったように思うわけですが、このややこしい制度にですね、住民に対してどのように周知されるのか。当然、早急にやらないといけないと思うんですけども、その辺のことをお答えいただけませんか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

定額減税の周知ということでございますけれども、広報紙はもちろんのこと、現在、ホームページのほうでも個人住民税の定額が実施されますということで、ホームページのほうにも掲載して周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○ 1 1 番

先ほど、山口議員からいろいろ質問があつてですね、非常にややこしい制度で、いつからいつ、どういうんですかね、所得減税、要するに、6月が引かれなくて、あと残りで均等で引かれるのかというようなことも、あれ掲示されてたんですかね、そんな簡単じゃないと思うんですよ。当然、そういうことを分からなければ、住民は電話で問い合わせてきて職員が大変じゃないかなと思うんですよ。7万円、10万円の定額減税のときでも、私のほうに数人の方からあるわけですから、当然職員の方にはもっとあると思うんですけども、それで網羅できるというふうに考えているんでしょうか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

今回の改正概要では文言だけという形で表記させていただいておりますけれども、ホームページ等につきましては、図で6月分は徴収されません。その中で、満遍なくならしていくというふうな形を、図を表記して掲載させていただいておりますけれども、まだ確かに分かりにくい部分もございますので、そういった部分につきましては、今後、ホームページ等も改正しながら対応はしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより承認第4号について採決を行います。

本案については承認することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については承認されました。
11時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時01分)

再 開 (午前11時15分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

総務部長より発言を求められておりますので、許可いたします。総務部長。

○総務部長

申し訳ございません。貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。

先ほどの山口議員からの御質問で、定額減税に伴う事務費や人件費に係る国等からの補助金はあるのかという御質問に対しまして、調整給付金の事務に係る交付金、事務費についてはあるんですけれども、定額減税につきましては、減収分につきましては特例交付金として出てきますけれども、人件費等の事務費に係る事務費の補助金等はないということでございます。おわびして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議 長

日程第6 議案第28号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第28号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

課税限度額についてね、1年据え置いてということで、平群町の場合はずっとそういうことでやっていますが、これ、県統一料率になって奈良県全体が全部そういうことになってるのかどうか、その点どうですか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいまの御質問のとおりでございまして、奈良県全体で統一されたということでございます。

○議 長

山口君。

○8 番

あと、2割軽減と5割軽減については拡充されるということで、これ、毎年

拡充されるときもありますし、二、三年に1回というのもありますけど、今回、昨年度より、これで対象者が増えると思うんですけどもね、それ、それぞれ、昨年の課税で結構ですけども、どれぐらい増えるのか、その点どうですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

昨年度の軽減の実績なんですけれども、世帯数で言いますと1,239世帯、被保険者数で2,276人が対象となっております。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

いや、だから、2割と5割、それぞれ教えてほしいんですけどね。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません、先ほどの質問です。

5割が実績でいきますと、世帯数278世帯、被保険者数646人。2割軽減といたしましては、世帯数287世帯、被保険者数が662世帯となります。これからの比較ということですので、その比較なんですけど、税率等が変わりますので、令和5年から6年にかけて税率が変わっておりますので、6年度の税率で、拡大前、拡大後という形で比較させていただいたものでお答えする形でよろしいでしょうか。

そうしましたら、データそのものは令和5年度のデータを使いまして、令和6年度の税率で、拡大前の人数、世帯数を申し上げます。5割軽減に対しましては、世帯数382、被保険者数が653人。2割軽減に対しまして、世帯数386世帯、被保険者数が662人となります。それと同じく、令和5年度のデータを基に、令和6年度の税率で新軽減、拡大させたものを試算させていただいた5割軽減につきましての世帯数は393世帯、被保険者数674人、2割軽減で386世帯、被保険者数で655人となります。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

ありがとうございます。

あと、最後に、昨年度の国保の決算見込み、2月に運協で出してもらって、3月議会でもちょっと議論してますけども、まだ出納閉鎖終わってないから、もうちょっと数字動くか分かりませんが、今の見込みは、2月の運協のときは、実質単年度収支が1,892万9,000円の赤字ということでしたけど、その辺の数字はどう動いてますか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

令和5年度の現時点での決算見込み、お答えさせていただきます。

収支としましては、約1億7,000万円、財政調整基金2,900万円ございますので、合計すると1億9,900万円の剰余金残高となります。実質単年度収支としましては、約1,200万円の赤字ということになります。

以上です。

○議 長

山口君。

○8 番

ということは、この前の見込みよりちょっと赤字分は300万円ほど増えてるということですね。そういうことですよ。増えてるんですよ。いや、いいです。それで結構です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第28号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第7 議案第29号 平群町子ども等医療費助成条例の一部を改正する
条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第29号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第29号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第8 議案第30号 平群町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改

正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第30号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

さっき聞いたらよかったんですけど、県のほうは一部負担金は今もまだ取ってるよね。今回は現物給付も、だから、平群町は全部平群町のほうで一部負担金を負担してる。県は、それはそのまま取り続けるということですよ。それは間違いないですね。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

県のほうでは、従来どおり引き続き一部負担金を徴収するということでございます。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第9 議案第31号 平群町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する
条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第31号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第10 議案第32号 行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の

利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第３２号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第３２号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第１１ 議案第３３号 令和６年度平群町一般会計補正予算（第１号）
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第３３号 提案理由説明

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、今回補正の観光費の委託料等の事業概要について、別添の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

特別体験事業としまして、この事業につきましては、観光庁の補助事業に応募し、3月8日付で内定通知を受けましたので、今回補正予算として計上をさせていただきます。

1、事業目的。

本事業は、地方公共団体・観光地域づくり法人DMO・民間事業者等が実施する、我が国が誇る観光資源を、未公開エリアなどの特別な体験を通じ、インバウンド需要の消費拡大や地域への波及効果等について調査・検証するものとしており、併せまして、この補助事業を通じて、平群町の信貴山や鳴川などの観光資源を国内外に発信を行うとともに、観光客の増加を図ってまいりたいと考えております。

2、事業内容。

1) 国庫補助メニューで、事業・業務委託料5,000万円、これが内定の上限額となっております。

今回の補助メニューについては、次の①から⑤の事業内容で補助採択を受けしており、各事業ごとの事業費については概算額としておりますので、よろしくお願いいたします。

① 国宝信貴山縁起絵巻の3巻同時公開。実施期間が10月26日から11月10日。奈良国立博物館に保管されている縁起絵巻を信貴山霊宝館で初の3巻当時公開を実施する。企画運営、通訳、翻訳、警備などで約1,000万円。

この信貴山縁起絵巻の3巻同時公開については、平成28年4月、8年前になりますけども、国立博物館で公開した経緯がありますが、信貴山での同時公開は今回初めてとなります。縁起絵巻の公開期間中については、学芸員等による説明やインバウンドの言語に合わせた通訳を行うほか、展示物についても、対象言語による音声案内や翻訳入りの案内板やパンフレットの作成なども予定しております。そのほか、縁起絵巻に対する警備員も配置する予定でございます。

なお、実施期間については、ほかの補助メニュー同様に、事前に関係団体等と調整を行っておりますが、若干変更する場合もございますので、よろしくお願い致します。

② 小菊・バラを使用したSDGsロスフラワーアート展ということで、実施期間が11月1日から11月10日。平群の小菊、バラを活用し、ふだんは非

公開の本坊庭園や参道・本堂などを飾りつけ、見ごたえのある空間を演出すると。企画運営、花卉材料、デザイン、警備などで約1,350万円でございます。

このフラワーアート展については、平群町の特産品を広く宣伝する絶好の機会であるため、平群町の小菊とバラを信貴山の参道や本堂などに飾りつけを行う予定をしており、フラワーアートを効果的に演出するためのデザインや、信貴山の流派に応じた生け花の制作を考えております。また、観光客の安全確保のため、警備員の配置等も予定をしております。

③日帰りプラン。実施期間が9月1日から9月30日。信貴山縁起絵巻3巻のレプリカを成福院、玉蔵院、千手院でそれぞれ全長公開と非公開の宝物や庭園を合わせて特別公開すると。企画運営、展示備品、警備など850万円でございます。

これにつきましては、縁起絵巻のレプリカの公開と併せまして、玉蔵院のふすま絵や千手院の庭園、成福院のつぼ、屏風などの公開を行うとともに、各お寺において、次の⑤番で企画している特別精進弁当での食事やお茶等の休憩の受入れを行うなど、信貴山で1日を通して観光ができる演出を考えています。また、縁起絵巻のレプリカの展示台のほか、案内及び説明板等の作成を予定をしております。

④宿泊プラン。実施期間が9月21日から11月10日。千光寺と信貴山玉蔵院を組み合わせた特別修行体験つきプレミアム宿泊プランを実施する。企画運営、移動タクシーなど、約400万円を予定しております。

事業内容につきましては、千光寺では滝行や座禅体験、ほら貝体験などの修行体験を予定しており、昼食では、次の⑤番で企画をしている特別精進弁当での食事を予定しております。また、宿泊プランについては、信貴山の玉蔵院において写経、写仏、護摩祈禱などの修行体験を予定しており、夕食では精進料理を楽しんでいく予定でございます。

⑤特別精進弁当開発・販売ということで、実施期間が9月21日から11月10日。特別精進弁当を町内飲食店に開発していただき、③、④プランの期間中に販売を行います。企画運営、開発、デザインなどで約200万円の予定でございます。

特別精進弁当の開発については、1個当たり約2,500円相当の弁当、約500食を予定しており、弁当の容器については、事前にデザインを考案したものを提供する予定でございます。販売方法については、信貴山の本坊やiセンターなどで販売するほか、③の日帰りプランや④の宿泊プランと併せて販売する予定でございます。

続いて、広告宣伝費。海外向けウェブページ開設、SNS情報発信等でプロモーション費約1,000万円でございます。

今回の事業については、インバウンド需要の消費拡大を目的としているため、海外向けの旅行ツアー等の宣伝が必要となっております。方法としましては、多国語対応のウェブページの作成のほか、各国のInstagramやフェイスブック等のSNSの宣伝掲載や旅行代理店等への販売促進活動などを考えております。

調査費。アンケートの設計・分析・報告書作成で調査費で約200万円でございます。

調査費については、補助事業が採択されるに当たり、来場されたインバウンドの人数や出身国、消費額、満足度、求めているニーズなど、多様な調査報告が必要となっております。調査方法としまして、多国語対応のアンケート用紙やスマホでQRコードを読み込みするネットアンケートなどの調査により、報告書を作成する予定でございます。

2)の町単独事業、補助金100万円。信貴山観光協会補助金で、信貴山縁起絵巻3巻のレプリカの作成費として100万円でございます。

この補助金については、現在信貴山が所有されている信貴山縁起絵巻のレプリカについては経年劣化が進んでおり、今回の事業に合わせて、信貴山から改めてレプリカ、複製をしたいとの要望がありましたので、備品は補助対象になるため、ふるさと基金を活用し、補助金の支出を予定しております。

3、財源内訳。事業費全体で5,100万円。財源内訳につきましては、観光費国庫補助金5,000万円。これは、事業・業務委託料分で、補助率100%でございます。ふるさと基金繰入金で100万円。信貴山観光協会補助金で、これは信貴山縁起絵巻のレプリカの作成分でございます。

4、発注形態でございます。公募型プロポーザル方式で予定しております。発注形態につきましては、特別体験事業として、より効果的な事業とするため、民間企業のノウハウを活用した企画提案により業者決定を行う予定でございます。今後のスケジュールについては、補正予算の可決を頂いた後、速やかに公募を開始し、6月上旬頃に契約締結を行い、事業実施に向けて準備を進めていく予定でございます。

なお、2枚目については、①から⑤の事業の場所を示した図面となりますので、御参考に見ていただきたいと思います。

説明については以上となります。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 8 番

この事業、正式名称が、特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業。観光庁がやる事業ということで、奈良県では斑鳩町と平群町と吉野町が手を挙げていると。斑鳩はもう既に去年実施済みということですよ。今説明あった中で、ちょっと聞きたいのは、この事業、インバウンドということで、東京、大阪、京都はこの対象にならない、何もしなくても来るということだと思うんですけどね。応募して、3月中旬に内定通知もらったと。ここ、この国の資料ですけど、採択内示通知が3月中旬をめどに順次通知と、これは来てると。その次に、事業計画書、支出計画書提出、採択内示通知以降随時とこう書いてる。4番目が、仕様書案の内定協議、事業実施後の調査方法の決定、契約締結とこうなってるわけですよ。これ、平群町はこの3番まで来てるんですかね。その3番、この辺については、要するに官公庁の事務局とすり合わせもして具体化していくと、こうなってるんですが、基本的に今日出してもらったこの資料の五つの事業メニュー、これについては、もう全部、観光庁の事務局にはオーケーもらってて、もうそこは既に済んでるということですよ。それはそういうことでよろしいですか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

観光庁の協議ということで、事業メニュー五つについては一定理解をさせていただいております。あと、現在、最終段階の調整となっておりますので、正式な決定額等については近日中、5月10日前後ということで決定するという予定で聞いております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

事業要件ね、さっき説明なかったんですけど、この国の資料によると、インバウンド規模3,000名以上とこうなってるんですね。平群町に3,000人以上の外国の人が来るという体験コンテンツイベント等である、そういう3,000人以上が参加するようなイベントと。これで大体そういうことは、もう平群町としては、多分それぐらいのインバウンド、要するに外国人観光客が来るというふうに見てるわけ。

それでちょっと気になるのはね、この金額の設定ってこれ、当然、専門家にも見てもらってないと設定できないんでね、もうその辺は既にやってるのかど

うか。斑鳩でちょっと話聞くと、海外に向けても宣伝せなあかんわけやから、当然小さい旅行業者ではできないんで、大手ということであればJTBとか近畿日本ツーリストとか、今新しい名前、HISとかいろいろあると思うんですけどね、その辺、どこにこれ話して、ちょっと内訳、数字出してもらったのか分かんないですけども、6月といたらもうあと1か月ですから、その辺、何社かもう既にそういう話は来てるんですか。その点も含めてどうなんでしょう。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

インバウンド規模3,000人以上ということになってますけども、平群町で年間で、今までで大体信貴山は2,000人程度と聞いております。平群町におきましては、この期間中、二、三か月の間に約800人ぐらいを想定をしております。

この金額についてですね、旅行会社関係に聞いているのかというような御質問かと思えます。実際は、海外に旅行のプランとして広報、周知しますので、実際、公募した段階では大手の旅行会社のほうが手を挙げていただけるかなと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

テレビ番組で、「YOUは何しに日本へ？」というのも、昔からよく見てるんですけどね、テレビ東京。あれは日本に來ている外国人の方を取材して番組にしているわけですけども、信貴山なんか特に外国人向けには、日本らしい場所ですし、それはいろいろ、今出してもらったのはいいと思うんですが、その辺、町のほうがどこまで関わるのか分かんないですけども、ちょっとね、一番気になるのは、これ、もちろんほとんど全額国がお金持ってくれるわけですから、いいんですが、成功さして、平群町の地域経済の活性化に役立つ。同時に、税収も落ちるとというのが一番いいんですが、それは終わってみないと分かんないんであれなんですけどね。

信貴山中心ということになると、平群町より三郷町のほうが旅館とかも含めてですけど、今回の場合は、宿泊が玉蔵院とかいうことになってるんでね、それは平群町になるので。あと、道の駅をどう利用してもらおうとか、町内のそ

ういう、商工にどれだけ金を落としてもらうかということもなかなか難しいんですけど、その辺も含めた企画にしないと、意味ないことはないですけど、そうすることが一番やっぱり平群町にとってはいいんで、商工会なんかの話は聞いたりしてるんでしょうか。

○議長

事業部長。

○事業部長

事業をより効果的に実施する方法ということでございます。

道の駅につきましては、この補助内定が終わったことは伝えております。あそこは平群町の情報発信拠点ですので、まだ今後、予算が採択された段階でできることということは何ができるのかということで、今後調整に入りたいと思います。

商工会についても、現時点でまだしておりませんが、今後また調整はしてまいりたいと、そのように考えています。

○議長

山口君。

○8番

さっき言った経済効果とかはどういうふうに考えてるのかというのが一つと、もう来月締結、委託先との話合いで、今言ったような、町内にできるだけ大きい経済効果があるようにしてもらいたいような形で当然、町のほうも話されると思うんですけどもね、その辺はやっぱりしっかりね、平群町内の花とか農家も含めてですけども、ちょっと商工会のほうでもしっかり話合いをね、効果あるようにするためにどうしたらええのかってのはちょっとやっぱりいろいろ意見聞いていただいたらどうかなというふうに思うんで、質問としては、どれだけの経済効果や税収増を見ているのか、今考えてる範囲で結構ですから答えていただけますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

ただいまの御質問にお答えします。

経済効果等ということで、今回通常、信貴山に訪れられる方ということで、昨年9月ー11月の月平均で約2万9,000人の、インバウンドを含んで来られております。この期間中に、平群町としては、今回6,500人の増加を見込んでいます。この6,500人の方を見込んで、経済効果としましては、約4,000万円、1人当たり6,200円ということで考

えているところでございます。

あと、税収効果につきましては、信貴山等の宿泊、いろいろ土産物等ありますが、税収効果については、その事業者ごとの収益事業であれば課税対象になるということではありますが、幾らということは、今、現時点で分からない状態でございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8 番

分かりました。とにかく成功してもらわんとあかんので、成功すれば、また新しい発展もあるかも分かんないんで。斑鳩は、去年やって、効果どうやったという、うちの議員に聞いてもらったら、全然分からんということらしくて、インバウンドの効果はほとんどなかったということです。法隆寺抱えてる地域ですから、もちろん世界遺産ですし、もともと海外向けのいろんな宣伝物なんかでも、当然法隆寺はいっぱい取り上げられてると思うんでね、もともとたくさん人來てるとこだから、その辺は分かんないですけども、ちょっとだから、もう聞いてはるのか分からんけど、せっかくやるんで、斑鳩の経験なんかもちよっと聞いてもらったらどうかなというふうに思います。そのことはちょっとお願いして、それともう1点だけ。

レプリカ100万円って高くないの。安い、高い、ちょっと分からんけど、その辺どうなんですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

レプリカの作成費ということで、通常でしたもう少しかかるとは思いますけども、以前に作った経緯もありますので、そちらに発注をされるということで、それぐらいで収まるように聞いております。

以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○11 番

非常にいいことだというふうに私は思うんですけどもね、信貴山だけがクロージアアップされてるという感じがしますね。マスタープランを見ても、平群町には千光寺と信貴山が明記されてるわけですね。だから、もう少し信貴山にも、今、意見として申し上げておきます。もう進んでいるのでどうしようもないわ

けですけれども、私は向こうの大塚さんに、家内からいろいろ話は、家内が聞いた話では、外国人がリュックを背負って訪れて、ユースホテルですか、あそこに泊まっていると。言葉はどうするんだということであれば、携帯の翻訳機で話せるので、何ら困らない。そのことは申し上げてですね。それでね、この信貴山についてはですね、先ほど山口議員から話がありましたように、通例であれば、三郷町にお金が落ちるのが誰が見ても明らかじゃないか。アクセスにしても、三郷町からしかアクセス、王寺町も含めてですけれども、しかないわけですけれども、三郷町との話合いとか、やはり協議することで相乗効果が出てくるんじゃないかと思うんですけども、その辺のことはいかなっておりますでしょうか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

ただいまの御質問にお答えします。

採択になれば、議員お述べのように、三郷町とも協議する必要があるということだと思っておりますので、今後、協議でどのような形が効果的なのかということで調整をしてみたいと、そのように考えてます。

○議 長

森田君。

○11番

それとですね、事業目的にですね、民間事業者等が実施するというふうに書いておるんですけども、これは具体的に、これはもう信貴山が全部やるんでしょう、4番までは。これはどういう意味なのか。全てこれ、民間事業者がやることになるんでしょうか。私、ちょっと意味が分からないということと、先ほどですね、説明に信貴山玉蔵院の絵巻のところに通訳とかいう話があったんですけどね、こんなもう今の時代ですね、ループル行っても翻訳機を借りてですね、日本語であったり英語であったり中国語であったりですね、貸付けしてですね、もうそんな時代じゃないんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、通訳の方は非常に高いわけですから、一度そういうことをつくればですね、あと、レプリカ展示するところも使えるわけですから、その辺のところ、どう考えておられるのか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

本事業の実施主体ということで、これは初めに書いてます地方公共団体とい

うことで、平群町が信貴山のお寺さんに協力いただきながら町が実施をします。本題の波及効果というところで、展示物の多言語対応の音声案内の整備もしますし、翻訳入りの案内板やパンフレットの本を作成しますので、インバウンドの受入れ体制が整うと。今後、インバウンドの観光客の増加にも期待できるということで考えております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○11番

それですね、私ちょっと分からないんですけど、宿泊ということであれば、玉蔵院、もう一つ千手院かな、これ、当然旅館業法の許可を取っておられると思うんですけども、当然、食事出すのであれば飲食業の許可を出さないといけないわけですけども、その辺のことはきっちり法的なことは網羅されてるんでしょうか。

○議長

事業部長。

○事業部長

これまでも、今、現段階でも運営されてますので、問題はないと考えております。

○議長

森田君。

○11番

それと、宿泊施設ですね、町税の中に入湯税というのが、かんぽでしたかね、今、亀の井ホテルになってるんですけども、その辺のことは、分からなければ結構なんですけども、入湯税の対象になるのか、この宿泊施設が。分かれば。

○議長

事業部長。

○事業部長

現在、入湯税ということで、亀の井ホテルは対象となっております。事前に確認してますと、温泉等が対象ということで、信貴山の宿泊については入湯税の対象にはならないと、今のところ考えています。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

ちょっと僕の聞き違いかどうか分からへんねけど、先ほど部長がレプリカ、補助金で対応しますって御説明されたように記憶してる。まずその点、再度御答弁いただけますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

信貴山縁起絵巻のレプリカということで、もうかなり数十年たってまして古くなっていると、経年劣化が激しいということで、レプリカの作成を考えております。レプリカでございます。

○議長

馬本君。

○12番

僕の聞き方悪かったのかな。5,000万円の補助対象になってんのか、どっちやということを聞いている、それを。あなた、補助対象やって言うたから。

○議長

事業部長。

○事業部長

確認しましたら、備品ということで補助対象外となっております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

おかしいなと思ったんや。

それとな、今、三郷の話もよう出てるけど、信貴山観光協会ってどこどこ入ってんねん。平群と三郷入ってん違うんかいな。そこへあなた、100万円出すねやろう。違うの。三郷も入ってるやんか、これ。三郷にも協力もいろいろしてもらわなあかん、今後、ということをまず、その点どうや。平群だけの観光協会と違うやろう、信貴山は。三郷町の人も入っておられるはずですよ。どうですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

議員お述べのように、信貴山観光協会ということで三郷町も入っております。その辺も含めて、また話もしていきたいと思います。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

それとな、レプリカ、それは観光協会に100万円をそこへ補助金として出しますよと。その観光協会が、要するにそのレプリカを作成しはるという認識を持ってるわけ、僕はな。それはそんでええと思う、僕の考えでな。

そこでや、今度3か所に展示していただけるということやから、これが僕にとってはな、今後、この期間終わっても、国宝になってる3大絵巻の一つ、信貴山縁起絵巻、この一つがレプリカでな、信貴山にあるということ、僕はこの期間以後のほうのね、やっぱりそれは、非常に平群町ということで宣伝効果、僕はあると思うけど、そこら辺のレプリカを考えた平群町の今後の観光方針はお考えですか。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

信貴山の観光協会にレプリカの作成費ということで支出します。ふだんにつきましては、レプリカについては、霊宝館で展示されていることになっておりますが、町の大きなイベント等について、その時は平群町の事業に活用できないかということも今後聞いていきたいなと、そのように考えております。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

僕の言いたいのはそうじゃないねん。この期間は三つのお寺に国宝を展示しますよということやろう、基本的に言うたら。国宝来んねやろう。レプリカを今後するけども、それを霊宝館に保存されるかどうか知らんねんで、僕はね。それを、あることによってね、やっぱり今後、それは2週間か15日で帰ってしまうやろう、国宝は。そのレプリカ、どれだけの平群町の経済効果というより知名度を上げていただくのに、今後続くと思うねん、俺、この期間以上に。そこら辺が続くような、やっぱり今度、プロポーザル方式の条件としてちょっと入れてほしいなというふうな御提案をさせていただいてんねけど、そこら辺はどうですか。この期間が終わった後のことです。どうですか。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

この事業終了後ということで、この期間中については各お寺で展示ということで、終わりましたら、今にもあるように、レプリカを展示しておりますので、

それと入替えということで考えておられるみたいでございます。ただ、平群町の国宝という重要な文化財ですので、これについては、平群町が周知できるように、今後、そのように協議していきたいと、そのように思います。

○議長

馬本君。

○12番

そんなこと言うてん違うねん。今度ね、プロポーザル方式のね、どこの会社がしはるのか分からへんで。その期間の企画作ってくれはるやん、運営もな。その中にや、今後その期間が終わったら、このレプリカをどのように利用していくということもね、やっぱりそこはそういう提案してもらわな具合悪いの違うか。何でって、残るのそれだけやんか。違うの。あと何残るの。平群町としてはそれ残るだけやろう。あとは皆さん、各寺院の所有物やし、それをいかに、やっぱり世界的にも、日本全体、近畿はもちろんのこと、日本にもまずそういうのがありますよと、それ、見に来てくださいよというのは、例えばですよ、平群町やったらさっき言わはったように、文化センターもあんねん、違うか。道の駅にもあんねや、道の駅来てたやろう、県から。来てへんかったか。県のほうも買ってはったやん。違うの。道の駅、置いてはったやん。集客がたくさんいてはんねん、平群ということを知ってくれはんねん、今度。そういうやつをいかに活用するかということもお考えになったらどうですかと言うてんねや。

○議長

事業部長。

○事業部長

今後のレプリカの活用方法ということで、業者とも、この活用条件について企画提案していただけるような内容を検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

それはね、平群町の住民が知らん、見てはらへん人がたくさんいてはるということやねん、僕の言いたいのは。それを、今言わへんかったけど、最後に言うけども、そやから、まず平群の住民のことも考えて、今後されたらどうですかということも御提案させていただいてるわけや、まあよろしく願います。

○議長

稲月君。

○ 6 番

今の馬本議員の質問に関連してなんですけども、私も、縁起絵巻、1巻だけ平群町に帰ってきて、あとはレプリカを展示をされた。いつか全然覚えてないんですけども、一度、霊宝館に訪問したときに見せていただいたことが記憶に残ってるんですけども、非常にこの縁起絵巻というのは、文化財としても価値の高いものやと思うんです。非常にまた面白い、中身がね、楽しいものやというふうに私は思ってます。やっぱり、今馬本さんのほうからも言われたみたい、平群町の町民にももっともっと見ていただけるという、何かそこをもっと、文化財としてね、教育委員会としても関わって、広くアピールできるような、そういう企画も私は必要なん違うかなと、今後も含めてですけどね、というふうに思いました。子どもたちにもね、ぜひ、何かもっと解説も入れたようなものをつくってやればいいのかなというふうなこともぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

それと一つ、霊宝館って非常に狭いですよね。小さな博物館というか、建物なんでね、それにもたくさんの人たちが押し寄せた場合、あそこって大変なんかなとか思ったりもせんでもないんですけども、その辺では、警備などの予算がつけられてるっていうのはそういうこともあるんかなと思うんですけどもね、本物については、やっぱり奈良国立博物館から持ってきていただいて展示をするというので、期間も短いですから、それほど、文化センターに展示してほしいなと思うけど、そんなことは無理なんかなと思ったりもしますので、あとのレプリカの活用というところ辺で、教育委員会も含めて、何かお考えはないものかということで、ちょっと質問します。

○議 長

事業部長。

○事業部長

本物の縁起絵巻については、毎年1巻ずつ、秋頃に展示をして交代でやっているような状態です。ふだんについては、レプリカ3巻を霊宝館でしてます。場所が狭いんじゃないかということなんですけども、通常、入館料大人300円、子ども200円ということなんですけども、今回、特別な展示ということで、まだ確定はしてありませんが、1,500円ぐらいの入館料にしたいと考えております。

先ほど、馬本議員もありましたように、町民等に広く見ていただけるような仕組みづくりということで、今後、レプリカが有効に活用できるような企画提案を検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第３３号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

ここで、説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

続きまして

日程第１２ 発議第３号 新庁舎建設特別委員会設置に関する決議（案）
を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第３号

新庁舎建設特別委員会設置に関する決議（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第１４条第１項及び第２項の規定によ

り提出する。

令和 6 年 5 月 8 日

提出者 山 本 隆 史

賛成者 井 戸 太 郎

新庁舎建設特別委員会設置に関する決議（案）

次のとおり新庁舎建設特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 新庁舎建設特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第 109 条及び委員会条例第 5 条
- 3 目 的 町では、令和 6 年度予算において新庁舎建設基本計画策定に係る経費を計上され、「誰もが安心して暮らせるへぐりのまちに！」をコンセプトに、新庁舎建設に向けて取り組まれている。

議会としても、将来の平群町を見据え、住民ニーズに対応した新庁舎となるように、新庁舎に求められる機能やあり方について調査・検討を行うために、特別委員会を設置する。

- 4 委員の定数 6 人の委員をもって構成する。
- 5 委員会の活動 本委員会は、閉会中も調査することができる。

以上です。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。山本君。

○5 番

それでは、提案理由を説明させていただきます。

ただいま、局長のほうから目的として読んでいただいたとおりではございますが、やはりこれだけ町としても大きな事業でありますので、将来の住民さん、もしくは議員、そして町の役場職員の皆様といった、そういう後世に自信を持って残せる施設にしなければならないと私は思っています。そのためにも、この特別委員会の設置を提案させていただきたいと思います。

議員の皆様におかれましては、御賛同賜り、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

長年の懸案事項の新庁舎建設、今年からやっと動くということで、それもあ

って、山本議員からの提案だというふうに思うんです。これについては、私は議会の中でもしっかりと議論しながら、よりよいものをつくっていくというのは非常に大事だと思いますので、それについては賛成ですけれども、そこで当局のほうにちょっとお聞きしますけれども、今年度、基本設計の予算は計上され、また基金に5,000万円積み立てるということになってますけれども、今後のスケジュール等、今の段階で考えておられる内容について若干説明していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

現在の基本計画の策定の取組ということでございますけれども、現在、役場庁舎の老朽化、耐震性の不足など、新庁舎基本計画につきましては、町にとっても最重要課題ということで認識して取り組んでおります。

今年度につきましては、新庁舎建設のために設計に入ることができるよう、設計と条件の、今現在、整理を主な目的として、基本計画等の策定に取り組んでおります。現在は、専門の建設コンサルタントの協力を得るための業務の発注準備を行っているところでございます。本業務の委託につきましては、専門的な見地も提案が必要であることなどから、プロポーザル方式によって選定方式で作業を現在進んでいるというのがこの直近のスケジュール等と進捗状況でございます。

以上でございます。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

失礼します。先ほどの、現在の進捗状況、スケジュールに対してお答えさせていただきます。

現在ですね、部長からもありましたように、プロポーザルで発注するための発注準備業務を行っております。その中で、今までですね、町としてやっぱり決めることも非常に多くございます。コンサル発注して終わりではなくてですね、これまで様々な議論をしてまいりました。

特にですね、その議論の中で課題として上がってきたのが、敷地として想定していましたが総合文化センターの西南側の1,500平米ほどの土地がございます。その土地で庁舎を今の規模等を想定しますとですね、その文化センターの敷地と道路を挟んで西側に住宅地がございます。その住宅地の日照等の影響がかなり出てくるのではないかなと。もう一つは、今、子どもらが非常に遊ん

でおられて、非常に楽しそうにやられてますどんぐり広場というのがございます。それを分断されることになってしまいます。というふうな影響からですね、当初、その1,500平米の敷地を考えていた土地ですね、そこが建設困難ではないかなというふうに考えております。

それで、通常こういう基本計画というのは、敷地が決定した後にですね、次の設計に進むために設計と条件を整理するのが基本計画になっておるんですが、今般ですね、今年度予算で御了承いただいております費用につきましては、単純な基本計画ではなくて、文化センターが今建っておりますあのエリアの中で、どこに庁舎を一番持ってくるのが適切かどうかという敷地の決定も併せて検討するということにさせていただいております。それで、今回ですね、ただ単に基本計画で設計と条件を整理するだけではなくて敷地の整理もするというところで、建設コンサルタントを対象にプロポーザル方式で選定するというのを考えております。

ただですね、業者が決まりました、丸投げしたら終わりではなくてですね、庁舎に関しましては、今般、特別委員会の設置も御検討いただいてるということで、我々もですね、議員各位の皆様と一緒に、また役場職員の働く場所でもあります、そういうことも一緒に議論させていただき、進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第3号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
12時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時34分)

再 開 (午後 0時45分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

私は議長の辞職願を副議長に提出いたしました。
お諮りします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。それでは、この際、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議長辞職の件を議題とし、副議長と交代します。

副議長、お願いいたします。

議長退席、副議長着席

○副議長

それでは、審議を続行いたします。

本件につきまして、山田議員の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により山田議員の退席を求めます。

山田仁樹議員退場

○副議長

職員に辞職願を朗読させます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

辞職願

令和6年5月8日

平群町議会副議長 植 田 いずみ 殿

平群町議会議長 山 田 仁 樹

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長

お諮りいたします。

山田仁樹議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、山田議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

山田議員に入場いただいて、御挨拶を受けます。

山田仁樹議員入場

○副議長

御挨拶をお願いいたします。

○10番

昨年5月8日に改選以後、議長に就任をさせていただきまして、この1年間、皆さんのお力添え、御協力を賜りながら、何とか大過なく過ごすこと、職務を全うすることができたと考えております。

思い返しますと、ちょうど5月8日、これまで大変な状況でありましたコロナ感染症が5類に引き下げられ、これまで抑制されていた日常生活、生活様式が従前に戻っていくことを期待された5月8日でしたが、何とか、これまでに

ろいろな局面でも、これまでの生活様式が戻ってきた部分も多くありますが、まだまだいろいろな町行事、そのような中でも、これまでどおりにはっていないところがございます。

そんな中、幸いに、このゴールデンウィーク初めに行われました時代祭りでは、たくさんの方がこの平群町に訪れていただいて、大変にぎやかな時代祭りに、実行委員の方々やいろいろな方々の御尽力のおかげで成功することができたと思います。この平群町、そのようなにぎわいをこれからもしっかりと取り戻せる、しっかりと持てるような、そんな平群町になっていくように、一議員として粉骨砕身、また頑張ってまいりたいと思います。

どうぞ皆様におかれましては、これまでのいろんなお力添えを感謝申し上げます。御挨拶いたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議をお願いいたします。

「投票」の声あり

○副議長

投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖してください。

議場閉鎖

○副議長

ただいまの出席議員は１２名であります。会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に１番、関議員、２番、須藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

配付、お願いいたします。

投票用紙配付

○副議長

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「なし」の声あり

○副議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

投票箱点検

○副議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

局長の点呼により順次投票

○副議長

投票漏れはございませんでしょうか。

「なし」の声あり

○副議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。関議員及び須藤議員、開票の立会いをお願いいたします。

開票

○副議長

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票数 12 票、有効投票 11 票、白票が 1 票でございました。

有効投票のうち、長良俊一議員 5 票、山口昌亮議員 6 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 2.75 票であります。よって、山口昌亮議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

○副議長

ただいま議長に当選されました山口昌亮議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

この際、各位に報告いたします。議長は王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会、老人福祉施設三室園組合議会、奈良県広域消防組合議会の議員にただいま就任されました。

議長就任の御挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○議長

皆様の御推挙により議長に就任することになりました山口です。よろしくお願いいたします。

地方議会、私も議員になって 22 年目になりますけれども、住民の皆さんの暮らしをどう応援するか、そのことが一番大事だと思っています。議会議員としても、町長との二元代表制の下でしっかりと住民の暮らしをサポートしていく、そのための議会になればというふうに考えています。そのためにも、公正で民主的な議会運営を進めたいと思いますので、これから 1 年間、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○副議長

ありがとうございます。

次に、議長章の授与を行います。

事務局より議長章授与

○副議長

それでは、議長席にお着きください。

新議長着席

○議長

それでは、座ってすぐですけれども、1時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 1時07分)

再 開 (午後 1時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

副議長の植田議員から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

続きまして

追加日程第3 副議長辞職の件を議題とします。

本件につきましては、植田議員の一身上に関わる件でございますので、地方自治法第117条の規定により植田議員の退席を求めます。

植田いずみ議員退場

○議 長

職員に辞職願を朗読させます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

辞職願

令和 6 年 5 月 8 日

平群町議会議長 山 口 昌 亮 殿

平群町議会副議長 植 田 いずみ

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出
ます。

以上でございます。

○議 長

お諮りします。

植田いずみ議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、植田議員の副議長の辞職を許可することに決
定しました。

植田議員に入場いただいて、挨拶を受けます。

植田いずみ議員入場

○ 7 番

山田議長の下、1年間、副議長としてその任に当たらせていただきました。
十分その職責を果たせたかどうかという部分については、不十分な部分がたく
さんあったのではないかなというふうに思っております。ただ、今後、一議員
として、住民の皆さんが平群町に住んでよかったなと言ってもらえるまちづく
りにこれからも邁進していきたいと思っております。本当に1年間、御協力い
ただきましてありがとうございます。(拍手)

○議 長

ただいま副議長が欠員になりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことを決定しました。

続きまして

追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議願います。

「投票」の声あり

○議長

投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

議場閉鎖

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人には稲月議員及び井戸議員を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

配付、お願いいたします。

投票用紙配付

○議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

投票箱点検

○議 長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

局長の点呼により順次投票

○議 長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。稲月議員及び井戸議員、開票の立会いをお願いします。

開票

○議 長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 11 票、白票 1 票です。

有効投票のうち、岩崎真滋議員 5 票、山本隆史議員 6 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 275 票であります。よって、山本隆史議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

○議長

ただいま副議長に当選されました山本議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長就任の挨拶がございます。山本議員。

○副議長

ただいま、皆様からの御推挙を頂きまして副議長に当選させていただきました山本でございます。

公平・公正な議会を目指し、そして、山口議長の下、住民様のためになるような議会運営を副議長として全うしてまいりたいと思いますので、今後1年間、どうかよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長

ありがとうございます。

議長宛てに各特別委員会の委員から辞任願が提出されております。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

続きまして

追加日程第5 特別委員会の委員の辞任許可について
を議題といたします。

お諮りします。

各特別委員会の委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、各特別委員会の委員の辞任を許可することに

決定しました。

ただいま各特別委員会の委員が欠員となりました。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

続きまして

追加日程第 6 特別委員会の委員の選任について及び

日程第 13 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について
を会議規則第 37 条の規定により、一括議題とします。

ただいま議題となりました各委員の選任方法については、どのような方法で選任すればよいか御審議をお願いします。

「選考委員会」の声あり

○議長

選考委員会という声がありますので、議長のほうから選考委員の指名を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。それでは、選考委員には、私と副議長の山本議員、前議長の山田議員、前副議長の植田議員をもって選考委員に選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よろしくをお願いします。

それでは、委員会の構成もありますので、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 1 時 3 7 分)

再 開 (午後 3 時 3 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

各委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされております。

休憩中、選考委員会を開催し、協議していただきました。各常任委員会、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の所属を決定いたしましたので、御報告いたします。

名簿を配付します。

名簿配付

○議 長

それでは、局長のほうから報告いたします。局長。

○局 長

それでは、お手元に配付させていただきました名簿に基づいて御報告申し上げます。なお、敬称は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

総務建設委員会、委員長、長良俊一議員、副委員長、植田いずみ議員、委員、須藤啓二議員、岩崎真滋議員、山田仁樹議員、馬本隆夫議員。

文教厚生委員会、委員長、稲月敏子議員、副委員長、井戸太郎議員、委員、関順子議員、山本隆史議員、山口昌亮議員、森田勝議員。

下水道事業特別委員会、委員長、森田勝議員、副委員長、須藤啓二議員、委員、長良俊一議員、山口昌亮議員、井戸太郎議員、馬本隆夫議員。

財政検討特別委員会、委員長、岩崎真滋議員、副委員長、関順子議員、委員、稲月敏子議員、植田いずみ議員、山口昌亮議員、森田勝議員。

議会改革特別委員会、委員長、井戸太郎議員、副委員長、岩崎真滋議員、委員、山本隆史議員、植田いずみ議員、山田仁樹議員、馬本隆夫議員。

公共交通対策特別委員会、委員長、馬本隆夫議員、副委員長、長良俊一議員、委員、関順子議員、稲月敏子議員、井戸太郎議員、森田勝議員。

新庁舎建設特別委員会、委員長、植田いずみ議員、副委員長、山田仁樹議員、委員、須藤啓二議員、岩崎真滋議員、山本隆史議員、山口昌亮議員。

議会運営委員会、委員長、山田仁樹議員、副委員長、山本隆史議員、委員、関順子議員、須藤啓二議員、長良俊一議員、稲月敏子議員。

議会だより編集委員会、委員長、山田仁樹議員、副委員長、山本隆史議員、委員、関順子議員、須藤啓二議員、長良俊一議員、稲月敏子議員。

以上でございます。

○議長

ただいま局長から報告いたしました各委員会の委員の選任については、以上のように指名いたします。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの委員長、副委員長、委員に選任することに決定しました。

次に、任期満了に伴います清掃センター運営審議会委員並びに介護保険運営協議会委員の報告を申し上げます。

清掃センター運営審議会委員は、山本隆史議員、山田仁樹議員、馬本隆夫議員、そして私です。

介護保険運営協議会委員は、岩崎真滋議員、植田いずみ議員をそれぞれ指名いたします。

よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

お諮りいたします。

今議会の会議録署名議員である山本君が副議長に就任いたしましたので、この際、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、追加日程 7 として直ちに議題にしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、

追加日程 7 として直ちに議題とすることを決定いたしました。

追加日程第 7 会議録署名議員の追加指名を行います。

会議規則第 127 条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に 6 番、稲月君を追加指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、議会選出監査委員、井戸議員より、本日をもって監査委員を退職したい旨を町長に申出されております。

よって、この際、同意第 3 号 監査委員の選任に同意を求めることについてを、地方自治法第 102 条第 6 項の規定に基づき、追加日程第 8 として議題とすることに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。

議案の配付を行います。

議案配付

○議長

続きまして

追加日程第 8 同意第 3 号 監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

ただいま町長のほうから選任されました井戸議員は、地方自治法第 117 条の規定により、自己の一身上に関する事項でありますので、御退席願います。

井戸太郎議員退場

○議長

議案の朗読を事務局長より求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

同意第 3 号

監査委員の選任に同意を求めることについて

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 5 月 8 日 提出
平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町若葉台 3 丁目 1 8 番 1 7 号
氏 名 井 戸 太 郎
生年月日 昭和 4 9 年 6 月 1 5 日
以上です。

○議 長

提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありました同意第 3 号の監査委員の選任に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

皆様も御承知のとおり、監査委員とは、地方自治法第 1 9 9 条に明記されておりますように、財務に関する事務の執行並びに事業の経営管理、さらには行政運営等の監査を行うものであります。

井戸議員は、十分な経験と知識を備えられた方であり、適切な監査をしていただけるものと考えております。

御同意いただきますようお願いいたしまして、提案理由とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、同意第 3 号について採決を行います。

本案について、原案どおり選任同意することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第3号については原案どおり選任同意することを決定しました。

井戸議員に御入場いただいて、御挨拶をお受けしたいと思います。

井戸太郎議員入場

○議 長

井戸議員、御挨拶を。

○9 番

監査委員に町長から指名いただき、ありがとうございました。皆さんの御期待に添えるように頑張りたいと思います。ぜひともよろしくお願いします。

○議 長

以上で本臨時会に付議された事件について全部終了いたしましたので、これをもって会議を閉じます。

町長、閉会に当たり御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

議員各位におかれましては、長時間にわたりまして熱心に慎重審議賜りましてありがとうございました。

本日上程させていただきました全議案につきまして、可決、承認、同意を頂き、誠にありがとうございます。また、議会の役員改選の案件につきまして御審議を頂き、議長に山口議員が、副議長に山本議員が選出されたこと、お祝いを申し上げます。議長、副議長におかれましても、今後とも、議会運営により一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。また、各常任委員会、特別委員会の委員選出についても決定を頂きました。今年度、新たに新庁舎建設特別委員会を設置を頂きました。委員の皆様方におかれましては、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、平群町のさらなる発展のために、議員の皆さん方の御理解と御協力をお願いいたしまして、臨時会の閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議 長

これをもって令和6年平群町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 （午後 3 時 4 2 分）